

税理士会用

一般的な留意事項 (所得税関係)

- 1 申告書等の主な改訂事項
- 2 マイナンバーに関する留意事項
- 3 申告相談時における留意事項
- 4 申告書様式に係る留意事項
- 5 その他

税 務 署

1 申告書等の主な改訂事項

◎改訂事項及び対象となる申告書様式

改 訂 事 項	対象となる申告書
○ 帳票コードの改訂	申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第五表
○ 提出用の右端の使用対象年分を「令和元年分以降用」に改訂	申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第四表（一）（二） 申告書第四表付表（一）（二） 申告書第五表
○ 年末調整済の給与所得に係る源泉徴収票上の所得控除合計額記入欄（申告書B第一表㊹欄）を追加 ○ 上記に伴い、所得控除の順番を変更	申告書B第一表 申告書第五表
○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項に特別控除等の合計額欄（申告書第三表㊸欄）を追加 ○ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額欄（申告書第三表㊹欄）を追加	申告書第三表

2 マイナンバーに関する留意事項

従事税理士が、税理士無料申告相談コーナー（以下「無料相」という。）において、①申告書等を作成する場合及び②マイナンバーが記入された申告書等を仮收受する場合には、納税者のマイナンバーを取り扱うこととなります。

このため、税理士会と納税者間において特定個人情報等の取扱いに関する委託の事実を書面により明らかにする必要があることから、別紙1「特定個人情報の取扱いに関する同意書」を作成します。

また、申告書等に記入されるマイナンバーに係る本人確認の主体は国税当局にあることから、原則として無料相では、①マイナンバーの記入指導及び②本人確認書類（別紙2「本人確認書類一覧表」参照。）の写しの添付指導を実施してください。

なお、次の場合はマイナンバーを取り扱わないこととなるため、同意書の作成は必要ありません。

- （1）納税者に対して、申告書等へのマイナンバーの記入以外の指導を了した後、マイナンバーの記入を確定申告会場内の記載所で行うよう誘導する場合
- （2）収支内訳書の作成等の事前指導のみを行う場合

3 申告相談時における留意事項

申告書の住所・氏名欄等は、原則として納税者自身に記入させることとし、やむを得ず記入する場合であっても、住所、氏名、生年月日、マイナンバー、屋号、職業及び電話番号の各欄については必ず納税者自身に記入させるとともに、氏名欄の印についても押印させてください。

1 申告書第一表について

- (1) OCR入力することから、文字・数字等は、明瞭に記入してください。
- (2) 文字・数字等は、オレンジ枠内に一文字ずつ丁寧に記入してください。
- (3) マイナスは、「－（横線）」か「△（白三角）」で記入してください。
「▲（黒三角）」は、マイナスとして認識しませんのでご注意ください。
- (4) 三点マーク（申告書の角にプリントされた「■（黒四角）」）は、破損、汚損しないでください。
- (5) 「年分」、「住所・氏名等」欄の記入漏れ、押印漏れがないか確認してください。
- (6) 電話番号については、平日の昼間に本人と確実に連絡のとれる番号を、市外局番から記入し、連絡先区分（自宅・勤務先・携帯）を○で囲んでください。

税務署長
令和〇〇年〇月〇日

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所) 令和〇〇年1月1日の住所	個人番号 フリガナ 氏名 性別 世帯主の氏名 世帯主との続柄 男 女 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯 整理
--	--

◎ 住所は番地まで記入し、アパート・マンションは棟・号・室番号まで記入してください。

◎ 納税者本人のマイナンバーを記入してください。

◎ 年号は該当する数字を記入してください。
 明治 … 「1」 大正 … 「2」
 昭和 … 「3」 平成 … 「4」
 令和 … 「5」

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税

住所 (又は事務所・店舗等) 令和〇〇年1月1日の住所	個人番号 フリガナ 氏名 性別 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 男 女 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯 整理
---	---

◎ 住所は番地まで記入し、事務所・店舗等は棟・号・室番号まで記入してください。

◎ 令和2年1月1日の住所を記入してください。

◎ 職業は具体的に記入してください。
 例：「飲食業」…×
 「中華そば」、「小料理店」…○

◎ 該当種類を○で囲んでください。

◎ 屋号等がある場合には、確実に記入してください。

(7) 各欄の数字の訂正は、訂正する数字を二本線で抹消してください。訂正後の数字の記入に当たっては、適宜余白(オレンジ色の枠内)に記入してください。

【例】

社会保険料控除	⑥	127000	126000
---------	---	--------	--------

- (8) 各所得の「収入金額等」欄は必ず記入してください。
- (9) 給与所得の「区分」欄については、「給与所得者の特定支出に関する明細書」を確認し、番号を記入してください(P12又はP15「所得金額」欄参照)。
- (10) 所得控除は、所得金額の「合計」欄が38万円(基礎控除)以下の場合であっても、他に申告する所得控除があれば(例えば社会保険料控除等)必ず記入してください。
- (11) セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(以下「セルフメディケーション税制」という。)を選択する場合は、医療費控除の「区分」欄に「1」を記入してください。
- (12) 復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて納付及び還付することとなっています。
- 手書き作成の場合は確実に記入してください。

【申告書A様式(例)】

計 算	再差引所得税額 (基準所得税額)	(34)		
	復興特別所得税額 (34 × 2.1%)	(35)		
	所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35)	(36)		
	外国税額控除	区分	(37)	
	源泉徴収税額	(38)		
	申告納税額	納める税金	(39)	00
	(39 - 37 - 38)	還付される税金	(40)	△

③④「基準所得税額」に2.1%の税率を乗じて計算した金額を③⑤欄に記入し、③④と③⑤の合計を③⑥に記入します。

③⑥欄の金額から、③⑦欄、③⑧欄の金額を差し引き、次により③⑨、④①欄に記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合・・・③⑨欄に100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合・・・④①欄にその金額

【申告書B様式(例)】

の 計 算	再差引所得税額 (34 - 35 - 36 - 37)	(38)	
	災害減免額	(39)	
	再差引所得税額 (基準所得税額)	(40)	
	復興特別所得税額 (40 × 2.1%)	(41)	
	所得税及び復興特別所得税の額 (40 + 41)	(42)	
	外国税額控除	区分	(43)
	源泉徴収税額	(44)	
	申告納税額 (42 - 43 - 44)	(45)	
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	(46)	
	第3期分 の税額 (45 - 46)	納める税金	(47)
	還付される税金	(48)	△

④②「基準所得税額」に2.1%の税率を乗じて計算した金額を④③欄に記入し、④②と④③の合計を④④に記入します。

④④欄の金額から、④⑤欄、④⑥欄の金額を差し引き、次により④⑦欄に記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合・・・100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合・・・金額の頭に「△」又は「-」を付けたその金額

④⑦欄の金額から、④⑧欄の金額を差し引き、次により④⑨、④⑩欄に記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合・・・④⑨欄に100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合・・・④⑩欄に金額の頭に「△」又は「-」を付けたその金額

(13) 外国税額控除の「区分」欄については、「外国税額控除の計算明細書」を確認し、番号を記入してください(P13又はP16「税金の計算」欄参照)。

(14) 振替納税未利用者に対し振替納税の利用勧奨を積極的に行うほか、振替納税を利用しない納税者には、納付書を確実に交付するとともに期限内納付を指導してください。

また、振替納税利用者に対しては、振替日の2～3日前には納税額に見合う預貯金を準備するよう指導してください。

(15) 還付金額が発生した場合には、「還付される税金の受取場所」欄へ振込口座等を記入してください。

なお、納税者本人の名義の口座に限ります。

◎ 銀行名、支店名を記入し、金融機関の種類等は、該当種類を○で囲む。

◎ 該当種類に○印してください。

還受 付さ れる 税 金 の 所			銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局 名等		預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
	口座番号 記号番号							

◎ 口座番号のみを左詰めで記入してください。

◎ ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号（5桁）及び番号（2～8桁）のみを左詰めで記入してください（振込用口座番号「店名（店番）」「口座番号」は記入しないでください。）。

記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「－2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

(16) その他該当がある欄について記入してください。

◎ 「配偶者（特別）控除」を適用する場合は、必ず記入するよう指導してください。

◎ 青色申告者の場合には、控除額がない場合でも「0」と記入してください。

◎ 雑所得、一時所得、退職所得及び株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額がある場合、記入します（予定納税額の算出に影響することになります。）。

◎ 第3期分の税金を延納する場合に記入します。
第3期分の税額の2分の1以上の金額を「申告期限までに納付する金額」欄に記入し、その残額を「延納届出額」欄に記入します。
（注）延納した場合、金額により利子税がかかることがあります。

そ の 他	配偶者の合計所得金額	49							
	専従者給与（控除）額の合計額	50							
	青色申告特別控除額	51							
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	52							
	未納付の源泉徴収税額	53							
	本年分で差し引く繰越損失額	54							
	平均課税対象金額	55							
変動・臨時所得金額	区分	56							
延納 の出	申告期限までに納付する金額	57							00
	延納届出額	58							000

◎ 未納付の源泉徴収税額がある場合（源泉徴収票の源泉徴収税額欄が2段書きになっている場合）は、必ず記入します。

2 申告書第二表について

- (1) OCR入力により「年分」及び「整理番号」欄の読み取りを行うため、記入漏れがないか確認してください。

また、裏面に添付書類を貼付しないよう注意してください。

- (2)「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄の記入は、全ての支払者について記入し、記入欄が不足する場合には、「所得の内訳書」を使用してください。

- (3) B様式の「事業専従者に関する事項」欄の記入は、氏名、マイナンバー、生年月日、続柄及び金額等を記入してください。

ただし、程度・仕事の内容については白色申告者のみが記入します。

なお、専従者のマイナンバーに係る本人確認は必要ありません。

- (4) 地方税関係の「住民税・事業税に関する事項」欄については、該当項目があれば必ず記入してください。

特に、住民税の徴収方法（「給与から差引き（特別徴収）」・「自分で納付（普通徴収）」）は必ず選択するよう指導してください。

【A 様式】

○ 住民税に関する事項

氏名	生年月日	別居の場合の住所
配偶者 個人番号 平令 ・ ・		
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・		
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・		
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・		

給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において16歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

☐ 給与から差引

☐ 自分で納付

配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	
寄附金税額控除	条例指定分
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名 住所

◎ 16歳未満の扶養親族の氏名、続柄、生年月日、マイナンバー及び別居の場合は住所を記入してください。

なお、同一生計配偶者は、同一生計配偶者がいる場合で納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合に、その配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー及び別居の場合は住所を記入します。

◎ 住民税の徴収方法(特別徴収・普通徴収)は必ず選択するよう指導してください。

◎ 氏名、マイナンバー、続柄、生年月日及び金額等を記入してください。

※ ただし、程度・仕事の内容については白色申告者のみが記入してください。

【B 様式】

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大 昭・平 ・		
			明・大 昭・平 ・		

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所
配偶者 個人番号 平令 ・ ・				
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・				
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・				
16歳未満の扶養親族 個人番号 平令 ・ ・				

給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において16歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

☐ 給与から差引

☐ 自分で納付

配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	
寄附金税額控除	条例指定分
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名 住所

○ 事業税

非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業開始・廃止日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	事業用資産の課税損失など	他都道府県の事務所等	一連番号

3 特殊な申告書について

(1) 訂正申告書について

当初提出した申告書を期限内に訂正する場合は、申告書第一表上部の余白に「訂正申告」と表示し、当初申告の「申告年月日」、「第3期分の税額（当初がA様式の場合には申告納税額）」を黒又は青色の鉛筆等で記入してください。

なお、B様式については、「確定」の文字も記入してください。

The diagram illustrates the correction declaration process on two forms, A and B. Form A is titled '訂正申告 当初申告 02.2.21 税額 200,000 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A' (Correction Declaration Initial Declaration 02.2.21 Tax Amount 200,000 Reiwa 0 Year Income Tax and Special Provision for Reconstruction Tax Final Declaration Form A). Form B is titled '訂正申告 当初申告 02.2.21 税額 200,000 令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B' (Correction Declaration Initial Declaration 02.2.21 Tax Amount 200,000 Reiwa 0 Year Income Tax and Special Provision for Reconstruction Tax Final Declaration Form B). Both forms have a '第一表' (Form 1) label. A callout box with the text '黒又は青色の鉛筆等で記入' (Enter in black or blue ink) points to the '訂正申告' (Correction Declaration) box on Form A and the '訂正申告' (Correction Declaration) box on Form B.

※両端の黒いマークより内側に記入してください。

(2) 準確定申告書について

準確定申告書については、A様式の場合は、申告書の第一表上部の余白に「準確定」の文字を、B様式の場合は、「準確定」の文字を黒又は青色の鉛筆等で記入してください。

The diagram illustrates the standard declaration process on two forms, A and B. Form A is titled '令和 0 年分の準確定申告書A' (Reiwa 0 Year Standard Declaration Form A). Form B is titled '令和 0 年分の準確定申告書B' (Reiwa 0 Year Standard Declaration Form B). Both forms have a '第一表' (Form 1) label. A callout box with the text '黒又は青色の鉛筆等で記' (Enter in black or blue ink) points to the '準確定' (Standard Declaration) box on Form A and the '準確定' (Standard Declaration) box on Form B.

納税者の死亡に係る準確定申告書については、「住所」欄及び「氏名」欄に被相続人の住所及び氏名を記入し、「死亡した者の令和／平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（以下「準確定申告書付表」という。）を提出していただくよう指導してください。

なお、マイナンバー制度の導入に伴い、納税者の死亡に係る準確定申告書には、相続人のマイナンバーの記入及び相続人に係る本人確認が必要になります。準確定申告書付表の相続人等に関する事項の「個人番号」欄にマイナンバーを記入するよう指導するとともに、本人確認を実施してください。

また、被相続人のマイナンバーの記入は必要ありません。

死亡した者の平成____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

受付印

1 死亡した者の住所・氏名等																													
(〒 -)				氏名		死亡年月日		平成 年 月 日																					
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 { 第3期分の税額 } { 還付される税金のときは頂部に△印を付けてください。 } 円 … A																													
3 相続人等の代表者の指定 { 代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を記入してください。 } 相続人等の代表者の氏名																													
4 限定承認の有無 { 相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。 } 限定承認																													
5 相続人等に関する事項																													
相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 -)	(〒 -)	(〒 -)	(〒 -)																								
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ																								
	(3) 個人番号	相続人のマイナンバーを記入																											
	(4) 職業及び被相続人と続柄	職業	続柄	職業	続柄																								
	(5) 生年月日	西・大・昭・平・令	別・天・昭・平・令																										
(注) 1. 相続人等に関する事項は、相続を放棄した人に関する必要はありません。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>還付金</td> <td>番号</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>番号確認</td> <td>身元確認</td> <td></td> <td>☐ 済</td> <td>☐ 未済</td> <td>☐ 済</td> <td>☐ 未済</td> <td>☐ 済</td> <td>☐ 未済</td> <td>☐ 済</td> </tr> </table>										税額	還付金	番号	0	0	0	0	0	0	0	番号確認	身元確認		☐ 済	☐ 未済	☐ 済	☐ 未済	☐ 済	☐ 未済	☐ 済
税額	還付金	番号	0	0	0	0	0	0	0																				
番号確認	身元確認		☐ 済	☐ 未済	☐ 済	☐ 未済	☐ 済	☐ 未済	☐ 済																				

※ 相続人や包括受遺者が1人の場合は、準確定申告書付表の添付を省略しても差し支えありません。

なお、その際は必ず、申告書の「住所」欄及び「氏名」欄を2段に分け、上段に被相続人住所及び氏名、下段に相続人の住所及び氏名を記入するとともに、申告書上部余白に相続人のマイナンバー及び被相続人の死亡年月日を記入してください。

また、還付申告で還付金の受取を振込とする場合には、確定申告書「還付される税金の受取場所」欄に相続人の口座番号等を確実に記入するとともに、同欄右側余白に黒又は青色の鉛筆等で「相続人口座」と記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行・金庫・組合・農協・漁協		本店・支店・出張所・本所・支所	
	郵便局名等		預金種類	
	口座番号		普通 当座 活期 貯蓄	
	記号番号			

相続人口座

おって、準確定申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内ですので、期限後申告である場合には、無申告加算税及び延滞税が賦課されることがある旨を納税者に説明してください。

4 添付書類等について

(1) 添付方法等

イ 以下の添付書類については、添付書類台紙等のにりで貼付してください。

なお、添付書類台紙等には確実に住所、氏名及び年分を記載することに留意してください。

(理由) 確定申告書は全てをOCR処理することから、申告書に添付書類が貼り付けてあると処理に重大な支障が出るため。

- ・ 雑損控除関係書類（災害を受けた資産の明細書・災害等を証明する書類添付の場合は同書類を含む）
- ・ 寄附金控除（証明書・領収書）
- ・ マイナンバーの本人確認書類

ロ 以下の添付書類は添付書類台紙等に貼付しないでください。

- ・ 準確定申告書付表
- ・ 所得の内訳書
- ・ 各種の税額計算明細書
- ・ 税理士法第30条及び第33条の2の書面（税務代理権限証書など）

ハ 住宅借入金等特別控除の添付書類は、

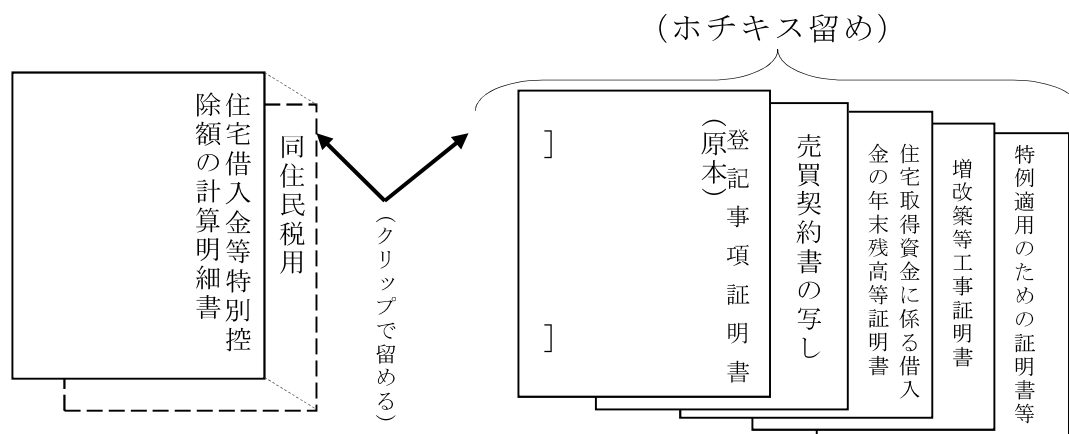
(上から)

- 1 登記事項証明書（原本）
- 2 売買契約書（請負契約書）の写し
- 3 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 4 増改築等工事証明書（増改築の場合のみ）
- 5 その他特例の適用を受けるための証明書等

の順に左とじにして、ホチキス（2か所）で留めてください。

なお、**住宅借入金等特別控除額の計算明細書**を一番上にクリップで留めてください。

※ 平成27年分以前の申告には、住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）も添付が必要です。



(2) その他

イ 営業等所得、農業所得及び不動産所得のある者については、青色決算書（収支内訳書）の添付を指導してください。

ロ 国民年金保険料及び国民年金基金に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、「控除証明書」を添付又は提示するよう指導してください。

なお、国民年金保険料及び国民年金基金以外の社会保険料控除に係る書類の添付又は提示は不要です。

ハ 医療費控除（セルフメディケーション税制を含む。以下同じ。）は、原則、「医療費控除の明細書」（以下「明細書」という。）の提出が義務化され、領収書は提出不要となりましたので、明細書を作成した上、医療費の領収書は自宅で5年間保管するよう指導してください。

なお、明細書の記入内容の確認のため、税務署から領収書の提出又は提示を求める場合があります。

また、令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

ニ 災害を受けた納税者で雑損控除等を受けようとする者は「災害等を証明する書類」及び「災害を受けた資産の明細書」を添付するよう指導してください。

ホ 変動所得・臨時所得の平均課税の適用を受けた場合は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」を必ず添付し、B様式の⑥欄「平均課税対象金額」欄へ記入してください。

4 申告書様式に係る留意事項

1 申告の内容と使用する申告書

使用する申告書 申告の内容	申告書A		申告書B		別表				
	一表	二表	一表	二表	分離三表	損失		修正五表	
						四表 (一)(二)	四表付表 (一)(二)		
1 次の所得を申告する場合 (1) 給与所得 (2) 雑所得 (3) 配当所得 (4) 一時所得 (注) ただし、次の場合を除きます。 イ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、次の「3」になります。 ロ 予定納税額がある場合や臨時所得又は変動所得について平均課税を選択する場合には、次の「2」になります。									
2 「1」の所得以外に、事業所得、不動産所得などの総合課税の所得がある場合				○					
3 分離課税の所得、山林所得、退職所得がある場合				○	○				
4 損失申告 (1) 青色申告者で、その年に生じた純損失の金額を翌年以後に繰り越す場合 (2) その年分に生じた雑損失の金額を翌年以後に繰り越す場合 (3) 前年からの繰越損失額があり、かつ、翌年以後への繰越損失がある場合 (4) 純損失のうちに、翌年以後に繰り越す変動所得の損失額、被災事業用資産の損失額がある場合				○		○			
5 震災特例法第5条《雑損失の繰越控除の特例》、第7条《純損失の繰越控除の特例》の規定の適用を受ける場合				○		○	○		
6 修正申告 (1) 総合課税の所得のみある場合				○ (※)				○	
(2) 分離課税の所得がある場合				○ (※)	○			○	

※ 修正申告の場合は、申告書B第二表は使用しません。

2 申告書A様式に係る留意事項

(1) 第一表

第一表には、住所・氏名等、税額の計算に関する事項（収入金額等、所得金額など）、延納の届出額及び還付金の受取場所などを記入します。

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項																												
住 所 ・ 氏 名 等	○ 表題の「□□年分」欄は、申告年分を記入します。 ○ 「生年月日」欄の元号は、元号に対応する数字（明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」）を記入します。																												
収 入 金 額 等	○ ㊦「一時（所得）」に係る「収入金額等」は、収入金額ではなく、50万円の特別控除後の金額（2分の1前の金額）を記入します。																												
所 得 金 額	○ ①「給与所得」の「区分」欄は給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ、記入します（給与所得者の特定支出に関する明細書を参照）。 <参考> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>特定支出の種類</th><th>番号</th><th></th><th>特定支出の種類</th><th>番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>通勤費</td><td>1</td><td>⑤</td><td>帰宅旅費</td><td>16</td></tr> <tr> <td>②</td><td>転居費</td><td>2</td><td>⑥</td><td rowspan="3">勤務必要経費</td><td>図書費 32</td></tr> <tr> <td>③</td><td>研修費</td><td>4</td><td>⑦</td><td>衣服費 64</td></tr> <tr> <td>④</td><td>資格取得費</td><td>8</td><td>⑧</td><td>交際費等 129</td></tr> </tbody> </table> 種類が複数の場合は番号の合計を記載します（①と③の場合は「5」）。		特定支出の種類	番号		特定支出の種類	番号	①	通勤費	1	⑤	帰宅旅費	16	②	転居費	2	⑥	勤務必要経費	図書費 32	③	研修費	4	⑦	衣服費 64	④	資格取得費	8	⑧	交際費等 129
	特定支出の種類	番号		特定支出の種類	番号																								
①	通勤費	1	⑤	帰宅旅費	16																								
②	転居費	2	⑥	勤務必要経費	図書費 32																								
③	研修費	4	⑦		衣服費 64																								
④	資格取得費	8	⑧		交際費等 129																								
所得から差し引かれる金額	○ 還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、かつ、申告書の⑥「社会保険料控除」から⑭「扶養控除」の各控除額に年末調整から変更がないときは、申告書の⑯「⑥から⑭までの計」に、源泉徴収票に記載された所得控除の額の合計額を転記します。この場合、申告書の⑥から⑭を記入する必要はありません。 （注）上記以外の方は、適用を受ける各控除額を記載する必要があります。この場合は必ず⑮「基礎控除」を記入してください。 ○ ⑫～⑬「配偶者（特別）控除」の「区分」欄は、配偶者特別控除を受ける場合に「1」を記入します。 ○ ⑱「医療費控除」の「区分」欄は、セルフメディケーション税制を適用する場合に「1」を記入します。																												
税 金 の 計 算	○ ㉔「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」の「区分」欄には、東日本大震災の被災者の方が、適用期間の特例や住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例又は重複適用の特例の適用を受ける場合に記入します。 ○ ㉕～㉗「政党等寄附金等特別控除」は、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除を受ける場合に記入します。 各種特別控除を受ける場合には、それぞれの計算明細書にて特別控除額を計算し、複数の特別控除を受ける場合は、それぞれの計算明細書に従って計算した特別控除額の合計金額を記入します。																												

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項						
税 金 の 計 算	○ ②⑨～③①「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」は、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、申告書の②⑨～③①欄にある適用を受ける控除の文字を丸で囲むとともに、区分欄には、適用を受ける控除に対応する数字を記入します。 イ 住宅耐震改修特別控除・・・・・・・・・・「１」 ロ 住宅特定改修特別税額控除・・・・・・・・・・「２」 ハ 認定住宅新築等特別税額控除・・・・・・・・・・「３」 ニ 上記イからハマまでの控除が複数ある場合・・「４」 ○ ③⑤「復興特別所得税額」は確実に記入してください。 ○ ③⑦「外国税額控除」の「区分」欄は、「外国税額控除の計算明細書」を参照し、記入してください。 ＜参考＞ <table border="1"> <tr> <th>外国税額控除の計算明細書の記入状況</th><th>番号</th></tr> <tr> <td>外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合</td><td>(空欄)</td></tr> <tr> <td>外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合</td><td>1</td></tr> </table>	外国税額控除の計算明細書の記入状況	番号	外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合	(空欄)	外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合	1
外国税額控除の計算明細書の記入状況	番号						
外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合	(空欄)						
外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合	1						
そ の 他	○ ④①「配偶者の合計所得金額」欄は、上記「所得から差し引かれる金額」に記入した還付申告の要件に該当する方の場合、記入は必要ありません。						
還付される税金の受取場所	○ 「預金種類」欄は、該当する口座に丸印を付します。						

※ 確定申告の際には、「申告書Ａ第一表」とともに、必ず「申告書Ａ第二表」を提出してください。

(2) 第二表

第二表には、第一表に記載する税額の計算に関する事項の補完項目的なものを記入します。

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項																
表 題 部	○ 表題の「□□年分」欄は、申告する年分を記入します。																
雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項	○ 該当する所得について、「所得の種類」、「種目・所得の生ずる場所」、「収入金額」及び「必要経費等」を記入します。																
住民税に関する事項	○ 「同一生計配偶者」欄は、同一生計配偶者がいる場合で納税者の合計所得金額が1,000万円を超えるとときに、配偶者の「氏名」等を記入します。 ○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、該当する者の「氏名」、「マイナンバー」及び「続柄」等を記入します。 ※扶養親族のマイナンバーに係る本人確認は必要ありません。 ○ 「給与所得・公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄は、それらの住民税の徴収方法について、「給与から差引き（特別徴収）・自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択して、□に「○」を記入してください。 ○ 「別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所」欄は、該当する者の「氏名」及び「住所」を記入します。 （注）総務省の要請に基づき、欄を設けてあります。																
所得から差し引かれる金額に関する事項	○ 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除及び地震保険料控除について、給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額を転記する場合には、「源泉徴収票のとおり」と記入してください。 ○ 還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合で、かつ、申告書の⑥「社会保険料控除」から⑭「扶養控除」の各控除額に変更がないときは申告書の⑥から⑭の記入は不要ですが、年末調整と異なるときは、その異なる事項についてのみ記入が必要となります。 ○ 寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける場合には、適用を受ける控除欄の□にチェック（「レ」）を付します。																
特例適用条文等	○ 給与所得者の特定支出控除（所法57の2）などの課税の特例を受ける場合は、該当条文等を記入します。 ○ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合は次のように記入します。 <table border="0"> <tr> <td>・住宅借入金等特別控除の適用</td><td>「平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> <tr> <td>・特定取得（消費税率8%又は10%で課される住宅取得）</td><td>「平成／令和○年○月○日居住開始（特定）」</td></tr> <tr> <td>・特別特定取得（消費税率10%で課される住宅取得）</td><td>「令和元年○月○日居住開始（特別特定）」</td></tr> <tr> <td>・住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用</td><td>「特平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> <tr> <td>・認定住宅の新築等に係る特例の適用</td><td>「認平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> <tr> <td>・バリアフリー改修工事に係る特定増改築等の控除の適用</td><td>「増平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> <tr> <td>・省エネ改修工事に係る特定増改築等の控除の適用</td><td>「断平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> <tr> <td>・多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等の控除の適用</td><td>「多平成／令和○年○月○日居住開始」</td></tr> </table>	・住宅借入金等特別控除の適用	「平成／令和○年○月○日居住開始」	・特定取得（消費税率8%又は10%で課される住宅取得）	「平成／令和○年○月○日居住開始（特定）」	・特別特定取得（消費税率10%で課される住宅取得）	「令和元年○月○日居住開始（特別特定）」	・住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用	「 特 平成／令和○年○月○日居住開始」	・認定住宅の新築等に係る特例の適用	「 認 平成／令和○年○月○日居住開始」	・バリアフリー改修工事に係る特定増改築等の控除の適用	「 増 平成／令和○年○月○日居住開始」	・省エネ改修工事に係る特定増改築等の控除の適用	「 断 平成／令和○年○月○日居住開始」	・多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等の控除の適用	「 多 平成／令和○年○月○日居住開始」
・住宅借入金等特別控除の適用	「平成／令和○年○月○日居住開始」																
・特定取得（消費税率8%又は10%で課される住宅取得）	「平成／令和○年○月○日居住開始（特定）」																
・特別特定取得（消費税率10%で課される住宅取得）	「令和元年○月○日居住開始（特別特定）」																
・住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用	「 特 平成／令和○年○月○日居住開始」																
・認定住宅の新築等に係る特例の適用	「 認 平成／令和○年○月○日居住開始」																
・バリアフリー改修工事に係る特定増改築等の控除の適用	「 増 平成／令和○年○月○日居住開始」																
・省エネ改修工事に係る特定増改築等の控除の適用	「 断 平成／令和○年○月○日居住開始」																
・多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等の控除の適用	「 多 平成／令和○年○月○日居住開始」																

※ 地方公共団体へのデータ連携の実施に伴い、申告書は全てOCR入力することになりますので、添付書類は、添付書類台紙などに貼付し、申告書の裏面には貼付しないでください。

3 申告書B様式に係る留意事項

(1) 第一表

第一表には、住所・氏名等、税額の計算に関する事項（収入金額等、所得金額など）、延納の届出額及び還付金の受取場所を記入します。

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項																												
住 所 ・ 氏 名 等	○ 表題の「□□年分」欄は、申告する年分を記入します。 また、「所得税の____申告書B」に「確定（又は修正）」等の文言を記入します。 ○ 「生年月日」欄の元号は、元号に対応する数字（明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」）を記入します。																												
種 類	○ 該当する申告の態様に応じて、丸印で囲みます。 イ 青色申告者の場合「青色」 ロ 申告書第三表（分離課税用）を使用する場合「分離」 ハ 国外転出時課税制度の適用を受ける場合「国出」 ニ 申告書第四表（損失申告用）を使用する場合「損失」 ホ 申告書第五表（修正申告用）を使用する場合「修正」																												
収 入 金 額 等	○ ㉑、㉒「総合譲渡（所得）」及び㉓「一時（所得）」に係る「収入金額等」欄は、収入金額ではなく、50万円の特別控除後の金額（2分の1前の金額）を記入します。																												
所 得 金 額	○ ⑥「給与所得」の「区分」欄は給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ記入します（給与所得者の特定支出に関する明細書を参照）。 <参考> <table><tr><td></td><td>特定支出の種類</td><td>番号</td><td></td><td>特定支出の種類</td><td>番号</td></tr><tr><td>①</td><td>通勤費</td><td>1</td><td>⑤</td><td>帰宅旅費</td><td>16</td></tr><tr><td>②</td><td>転居費</td><td>2</td><td>⑥</td><td rowspan="3">勤務必要経費</td><td>図書費 32</td></tr><tr><td>③</td><td>研修費</td><td>4</td><td>⑦</td><td>衣服費 64</td></tr><tr><td>④</td><td>資格取得費</td><td>8</td><td>⑧</td><td>交際費等 129</td></tr></table> 種類が複数の場合は番号の合計を記入します（①と③の場合は「5」）。		特定支出の種類	番号		特定支出の種類	番号	①	通勤費	1	⑤	帰宅旅費	16	②	転居費	2	⑥	勤務必要経費	図書費 32	③	研修費	4	⑦	衣服費 64	④	資格取得費	8	⑧	交際費等 129
	特定支出の種類	番号		特定支出の種類	番号																								
①	通勤費	1	⑤	帰宅旅費	16																								
②	転居費	2	⑥	勤務必要経費	図書費 32																								
③	研修費	4	⑦		衣服費 64																								
④	資格取得費	8	⑧		交際費等 129																								
所得から差し引かれる金額	○ 年末調整を受けた給与を有する方が、申告書の⑩「社会保険料控除」から⑲「扶養控除」の各控除額に年末調整から変更がないときは、申告書の⑳「⑩から㉑までの計」に、源泉徴収票に記載された所得控除の額の合計額を転記します。この場合、申告書の⑩から㉑を記入する必要はありません。 （注）上記以外の方は、適用を受ける各控除額を記入する必要があります。 この場合は必ず⑮「基礎控除」を記入してください。 ○ ⑰～⑱「配偶者（特別）控除」の「区分」欄は、配偶者特別控除を受ける場合のみ「1」を記入します。 ○ ㉒「医療費控除」の「区分」欄は、セルフメディケーション税制を適用する場合に「1」を記入します。																												

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項						
税 金 の 計 算	○ ㉨欄は、租税特別措置法第10条から第10条の6に規定する税額控除の特例を受ける場合に記入することになります。 例えば、事業を営む青色申告者が「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除」の適用を受ける場合には、㉨欄の左側空欄に「投資税額等」の文言を記入します。 なお、㉨欄の「区分」欄は、適用を受ける税額控除にかかわらず「1」と記入します。 ○ ㉩「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の「区分」欄には、東日本大震災の被災者の方が、適用期間の特例や住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例又は重複適用の特例の適用を受ける場合に記入します。 ○ ㉪～㉬「政党等寄附金等特別控除」は、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除を受ける場合に記入します。 各種特別控除を受ける場合には、それぞれの計算明細書にて特別控除額を計算し、複数の特別控除を受ける場合は、それぞれの計算明細書に従って計算した特別控除額の合計金額を記入します。 ○ ㉭～㉯「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」は、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、申告書の㉭～㉯欄にある適用を受ける控除の文字を丸で囲むとともに、「区分」欄には、適用を受ける控除に対応する数字を記入します。 イ 住宅耐震改修特別控除・・・・・・・・・・「1」 ロ 住宅特定改修特別税額控除・・・・・・・・・・「2」 ハ 認定住宅新築等特別税額控除・・・・・・・・・・「3」 ニ 上記イからハまでの控除が複数ある場合・・「4」 ○ ㉰「復興特別所得税額」欄は確実に記入してください。 ○ ㉱「外国税額控除」の「区分」欄は、「外国税額控除の計算明細書」を参照し、記入してください。 <参考> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外国税額控除の計算明細書の記入状況</th><th>番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合</td><td>(空欄)</td></tr> <tr> <td>外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	外国税額控除の計算明細書の記入状況	番号	外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合	(空欄)	外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合	1
外国税額控除の計算明細書の記入状況	番号						
外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がない場合	(空欄)						
外国税額控除の金額のうち、復興特別所得税から控除された金額がある場合	1						
そ の 他	○ ㉲欄「本年分で差し引く繰越損失額」は、前年分からの繰り越された損失額を当年分から差し引く場合で、翌年以後に繰り越す損失額がないときに、その差し引く繰越損失額を記入します。 (注) 申告書第四表(損失申告用)を使用する場合は、この欄は使用しません。 また、株式等の譲渡所得等、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額は、ここでいう繰越損失額には含めません。 ○ ㉳「平均課税対象金額」及び㉴「変動・臨時所得金額」の各欄は、平均課税を選択する場合に、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」で計算した内容を転記します。						
還付される税金の受取場所	○ 「預金種類」欄は、該当する口座に丸印を付します。						

※ 確定申告の際には、「申告書B第一表」とともに、「申告書B第二表」も必ず提出してください。

(2) 第二表

第二表には、第一表に記載する税額の計算に関する事項の補完項目的なものを記入します。

区 分	記 入 に 当 た っ て 留 意 す る 事 項
表 題 部	○ 表題の「□□年分」欄は、申告する年分を記入します。
雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項	○ 該当する所得について、「所得の種類」、「種目・所得の生ずる場所」、「収入金額」、「必要経費等」及び「差引金額」を記入します。 なお、事業所得や不動産所得については記入不要です。
特例適用条文等	○ 給与所得者の特定支出控除（所法 57 の 2）などの課税の特例を受ける場合は、該当条文等を記入します。 ○ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合は次のとおりです。 ・住宅借入金等特別控除の適用 「平成／令和○年○月○日居住開始」 ・特定取得（消費税率 8 % 又は 10 % で課される住宅取得） 「平成／令和○年○月○日居住開始（特定）」 ・特別特定取得（消費税率 10 % で課される住宅取得） 「令和元年○月○日居住開始（特別特定）」 ・住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用 「 特 平成／令和○年○月○日居住開始」 ・認定住宅の新築等に係る特例の適用 「 認 平成／令和○年○月○日居住開始」 ・バリアフリー改修工事に係る特定増改築等の控除の適用 「 増 平成／令和○年○月○日居住開始」 ・省エネ改修工事に係る特定増改築等の控除の適用 「 断 平成／令和○年○月○日居住開始」 ・多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等の控除の適用 「 多 平成／令和○年○月○日居住開始」
所得から差し引かれる金額に関する事項	○ 寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける場合には、適用を受ける控除欄の□にチェック（「レ」）を付します。
事業専従者に関する事項	○ 事業専従者の「氏名」、「マイナンバー」、「生年月日」、「続柄」、「従事月数・程度仕事の内容」及び「専従者給与（控除）額」を記入します。 ただし、程度・仕事の内容については、白色申告者のみが記入します。 ※事業専従者のマイナンバーに係る本人確認は必要ありません。
住民税・事業税に関する事項	○ 「同一生計配偶者」欄は、同一生計配偶者がいる場合で納税者の合計所得金額が 1,000 万円を超えるときに、配偶者の「氏名」等を記入します。 ○ 「16 歳未満の扶養親族」欄は、該当する者の「氏名」、「マイナンバー」及び「続柄」等を記入します。 ※扶養親族のマイナンバーに係る本人確認は必要ありません。 ○ 「給与所得・公的年金等に係る所得以外（平成 31 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄は、それらの住民税の徴収方法について、「給与から差引き（特別徴収）・自分で納付（普通徴収）」のいずれかを選択して、□に「○」を記入してください。 ○ 「別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の住所・氏名」欄は、該当する者の「氏名」及び「住所」を記入します。 （注）総務省の要請に基づき、欄を設けてあります。 ○ 「非課税所得など」欄は、事業税が非課税とされる所得など一定の事業から生じる所得がある場合に、「所得金額」のほか、確定申告の手引き（確定申告書 B 用）に掲載されている事業番号を記入します。 （注）所得金額について、青色申告者の場合は、青色申告特別控除前の所得金額を記入します。 ○ 「他都道府県の事務所等」欄は、複数の都道府県に事務所等がある場合に、□に「○」を記入してください。

※ 地方公共団体へのデータ連携の実施に伴い、申告書は全て OCR 入力することになりますので、添付書類は、添付書類台紙などに貼付し、申告書の裏面には貼付しないでください。

5 その他

- 1 関与先の確定申告書を一括して税務署へ提出される際には、「所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」の添付にご協力をお願いします。
- 2 過年分の期限後申告及び修正申告の場合は、「年分」欄に申告年分を記入するとともに、修正申告書については、「種類」欄に○印を表示し、第五表を提出してください。

☐ 特定個人情報の取扱いに関する同意書
☐（兼利用者識別番号の利用同意書）

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会〇〇支部長 殿

《e-Taxで提出する方》

☐ 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 _____

☐ 私は、上記の手續に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

☐ 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会〇〇支部 会場責任者 殿

《書面で提出する方》

☐ 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記支部の会場責任者に一任することに同意します。

記

☐ 令和 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

☐ 令和 年分消費税及び地方消費税確定申告書

☐

令和2年●月●日

住所 _____

氏名 _____ ㊞

（裏面をご確認ください。）

- ※ 1 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※ 2 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

本人確認書類一覧表

番号確認書類		身元確認書類
個人番号カード		
通知カード	写真付身分証明書等	運転免許証
住民票の写し		運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付）
住民票記載事項証明書		旅券（パスポート）
		身体障害者手帳
		精神障害者保健福祉手帳
		療育手帳
		在留カード
		特別永住者証明書
		税理士証票
		学生証
		社員証
		資格証明書
		戦傷病者手帳
		その他の写真付身分証明書
		税務署から送付されるプレ印字申告書、プレ印字はがき等
	困難な場合 写真なし身分証明書等	国民健康保険証
		健康保険証
		船員保険証
		後期高齢者医療被保険者証
		介護保険被保険者証
		健康保険日雇特例被保険者証
		共済組合員証（国家公務員・地方公務員）
		私立学校教職員共済加入者証
		国民年金手帳
		児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
		学生証
		社員証
		資格証明書
		国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
		納税証明書
		印鑑登録証明書
		戸籍の附票の写し
		住民票の写し又は住民票記載事項証明書
		母子健康手帳
		源泉徴収票（給与・退職・公的年金等）
		上場株式配当等の支払通知書などの支払通知書
		特定口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書
		保険料控除証明書（生命保険・地震保険）
		寄附金受領証明書、寄附金の受領証
		小規模企業共済掛金払込証明書
		不動産登記事項証明書
		その他申告書等に添付された書類で個人識別事項のあるもの